

臼井グループ競争法遵守指針

1. 競争法遵守の宣言

臼井グループは、臼井グループが事業活動を行う地域において適用される競争法（独占禁止法、反トラスト法）を遵守します。

2. 競争法違反行為

(1) 競争法違反行為の例示

競争法は広く公正な競争を阻害ないし制限する行為を禁じていますが、その主たるものは下記のとおりです。

- ・ 価格協定
- ・ 市場占有率の割当て
- ・ 生産能力の合意
- ・ 市場分割
- ・ 顧客割当て
- ・ 再販売価格の指示又は拘束
- ・ 取引先に対する優越的地位の濫用および共同ボイコット

(2) 禁止行為解釈にあたっての注意事項

上記禁止行為には、競争の制限を意図しているか、そのような効果を有する協調行動、非公式な話し合い、又は「紳士協定」等が、種類を問わず全て含まれています。そのような謀議に加担しているかのような印象さえも与えてはなりません。競争法違反行為は刑事犯罪であり、国によっては違反した個人が禁固刑に処されることがあります。事業者団体主催の会合等で、競合他社と同席する場合があります。これは、違法ではありませんが、競争法により課される制限を守ることが条件となります。従って、従業員は、そのような会合に参加する前には、誓約書に記入し、誓約書の要求どおりの行動を行わなければなりません。例えば、顧客関係、価格、近い将来の価格変更、その他これらに類する事柄について競合他社と情報交換を行うことや、当社の生産能力、又は計画について競合他社に開示することは許されません。

3. 競争法遵守の実施

臼井グループの親会社臼井国際産業株式会社に競争法委員会を設け、競争法が現実に遵守されるよう常時監視すると同時に、競争法遵守に関する訓練・指導を行い、従業員からの問い合わせに応じています。

また、すべての取締役、役員、従業員は競争法違反行為を探知したり、その情報に接したときは、競争法委員会に通報しなければなりません。通報者は内部公益通報者保護規定によって保護されています。

4. 違反行為に対する制裁

臼井グループは競争法違反を許しません。全ての違反は懲戒委員会に付議され、減給、出勤停止、解雇等の懲戒処分の対象となります。